

北海道告示第10421号

令和7年北海道告示第10596号（北海道が令和7年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等）の一部を次のように改正する。

令和8年3月12日

北海道知事 鈴木 直道

30 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等事業を次のとおり改正する。

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>30 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等事業</p> <p>合板・製材・集成材等の競争力強化や花粉症の解決に向けたスギ人工林を減らす取組に向け、加工施設の効率化や原木供給の低コスト化等を通じた体質強化及びスギ人工林伐採の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>別表2のとおり</p>	<p>市町村、森林組合等が合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業を行う場合における次の事業に要する経費</p> <p>【合板製材事業】</p> <p>1 木材産業の体質強化対策</p> <p>(1) 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化）</p> <p>(2) 木材加工流通施設等整備（低コスト化）</p> <p>(3) 木材加工流通施設等整備（供給力強化）</p> <p>(4) 品目転換施設整備</p> <p>(5) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備附带事業</p> <p>2 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策</p> <p>(1) 間伐材生産</p> <p>(2) 路網整備・機能強化</p> <p>(3) 先進的な林業機械等の整備</p> <p>(4) 再生林の低コスト化</p> <p>3 燃油・資材の高騰森林由来資源への転換対策</p> <p>(1) 木質バイオマスエネルギー転換促進対策</p> <p>【花粉削減事業】</p> <p>1 スギ人工林の伐採・植替え等の加速化</p> <p>(1) 路網整備・機能強化</p> <p>2 民間事業者による苗木増産の支援</p>	<p>別表2のとおり</p>	<p>別表2の事業内容欄に掲げる第1の1、2の(3)、3の(1)及び第2の2の事業</p> <p>水林第14号様式 水林第20号様式 水林第32号様式（申請者が市町村である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合を除く。） 水林第52号様式 水林第53号様式 別に指示する様式</p> <p>別表2の事業内容欄に掲げる第1の2の(1)及び(4)の事業</p> <p>水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式</p> <p>別表2の事業内容欄に掲げる第1の2の(1)及び(4)の事業</p> <p>水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式（申請者が市町村である場合を</p>	<p>別表2の事業内容欄に掲げる第1の1、2の(3)、3の(1)及び第2の2の事業</p> <p>水林第29号様式 水林第31号様式 水林第52号様式 水林第53号様式 別に指示する様式</p> <p>別表2の事業内容欄に掲げる第1の2の(1)及び(4)の事業</p> <p>水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式</p> <p>別表2の事業内容欄に掲げる第1の2の(2)及び第2の1の(1)の事業</p> <p>水林第29号様式 水林第31号様式 水林第63号様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	

<p>受ける原木生産事業者や種 苗生産事業者、製材事業者 などに対し、燃油消費量の 削減や省力化に資する機械 の導入等を予算の範囲内で 補助する。</p>								
<p>(1) 設備導入</p>	<p>別表3のとおり</p>	<p>補助事業者が林業・木材産業物価高対 策事業を行う場合における設備導入の事 業に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様 式</p>	<p>水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様 式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 総合振興 局又は振 興局</p>	<p>総合振興局長又は振 興局長</p>	
<p>(2) 土場整備</p>	<p>別表3のとおり</p>	<p>補助事業者が林業・木材産業物価高対 策事業を行う場合における土場整備の事 業に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様 式</p>	<p>水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様 式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 総合振興 局又は振 興局</p>	<p>総合振興局長又は振 興局長</p>	

別表2

第1 国際競争力強化・木材供給基盤強化対策等交付金事業（合板製材事業）

事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率等
<p>1 木材産業の体質強化対策</p> <p>(1) 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化）</p> <p>① 木材加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(2) 木材加工流通施設等整備（低コスト化）</p> <p>① 木材加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(3) 木材加工流通施設等整備（供給力強化）</p> <p>① 木材加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(4) 品目転換施設整備</p> <p>(5) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備附帯事業（(1)～(4)の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等）</p>	<p>市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他知事が認めるものであって体質強化・花粉削減計画に明記された事業実施主体</p>	<p>(1) 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化）に要する経費</p> <p>(2) 木材加工流通施設等整備（低コスト化）に要する経費</p> <p>(3) 木材加工流通施設整備（供給力強化）に要する経費</p> <p>(4) 品目転換施設整備に要する経費</p> <p>(5) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備附帯事業に要する経費</p>	<p>1/2以内</p>
<p>2 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策</p> <p>(1) 間伐材生産</p> <p>① 間伐材の生産</p> <p>② 里山林の整備</p> <p>③ 関連条件整備活動（①又は②と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</p> <p>(2) 路網整備・機能強化</p> <p>① 林業専用道（規格相当）整備</p> <p>② 森林作業道整備</p> <p>③ 機能強化</p> <p>④ 関連条件整備活動（①～③と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</p>	<p>(1) 市町村、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に定める森林整備法人をいう。以下同じ。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下同じ。）、及び効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として林野庁長官が別に定める考え方に則って、知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）、地域協議会、森林所有者、その他知事が認めるものであって原木安定供給計画に明記された事業実施主体</p> <p>(2) 市町村、森林整備法人等及び選定経営体</p>	<p>(1) 間伐材生産に要する経費</p> <p>(2) 路網整備・機能強化に要する経費</p>	<p>(1) 定額とする。</p> <p>(2) 次の定額単価とする。</p> <p>① 林業専用道(規格相当)</p> <p>ア 林業専用道(規格相当)(施設一体型以外)</p> <p>開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分(15度未満)は1メートル当たり35,000円、B区分(15度以上25度未満)は1メートル当たり38,000円、C区分(25度以上)は1メートル当たり41,000円とする。</p> <p>なお、各区分の北海道の開設延長の合計に上記単価を乗じた金額を上限とする。</p>

<p>(3) 先進的な林業機械等の整備</p> <p>(4) 再造林の低コスト化</p> <p>① 一貫作業システム</p> <p>② 低コスト造林</p> <p>③ 下刈り</p> <p>④ 機械器具の整備 (①～③の実施に必要な機械器具の購入又は賃貸料等)</p> <p>⑤ 関連条件整備活動 (①～③と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</p>	<p>(3) 市町村、森林整備法人等、選定経営体及び貸付けを行う事業を実施するもの(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45条)第11条に基づく林業労働力確保支援センター、森林組合連合会その他知事が認めるもの)</p> <p>(4) 市町村、森林整備法人等及び選定経営体</p>	<p>(3) 先進的な林業機械等の整備に要する経費</p> <p>(4) 再造林の低コスト化に要する経費</p>	<p>また、林業専用道作設指針(令和4年3月25日付け森整第2438号水産林務部長通知)の基準を満たすものとする。</p> <p>イ 林業専用道(規格相当)(施設一体型)</p> <p>開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分(15度未満)は1メートル当たり50,000円、B区分(15度以上25度未満)は1メートル当たり53,000円、C区分(25度以上)は1メートル当たり56,000円とする。</p> <p>なお、各区分の北海道の開設延長の合計に上記単価を乗じた金額を上限とする。</p> <p>また、林業専用道作設指針(令和4年3月25日付け森整第2438号水産林務部長通知)の基準を満たすものとする。</p> <p>ウ 補強(林業専用道(規格相当)、森林作業道)ア及びイの合計事業費の10%を上限とする。</p> <p>② 森林作業道</p> <p>1メートル当たり2,000円とする。</p> <p>なお、北海道の開設延長の合計に、上記単価を乗じた額を上限とする。</p> <p>また、北海道森林作業道作設指針(令和5年5月29日付け森林第162号水産林務部長通知)の基準を満たすものとする。</p> <p>③ 機能強化</p> <p>事業費の1/2以内</p> <p>(3) 次の定額単価とする。</p> <p>先進的な林業機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量(事業完了の翌年度を始期とする3年間の年平均計画)1,000㎡当たり200万円。ただし、その助成額は購入価格の1/2を上限とする。また、同一事業実施主体が複数台機械を整備する場合は、それぞれの機械に対し適用する。</p> <p>(4) 定額とする。</p>
<p>3 燃油・資材の森林由来資源への転換対策</p> <p>(1) 木質バイオマスエネルギー</p>	<p>(1) 市町村、森林組合、林業者等</p>	<p>(1) 木質バイオマスエネルギー</p>	<p>(1) 定額(1/2、1/3以内)</p>

<p>転換促進対策</p> <p>① 未利用間伐材等活用機材整備</p> <p>② 木質バイオマス供給施設整備</p> <p>③ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備</p>	<p>の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等</p>	<p>ギー転換促進対策に要する経費</p>	<p>とする</p>
---	--	-----------------------	------------

第2 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業（花粉削減事業）

事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率等
<p>1 スギ人工林の伐採・植替え等の加速化</p> <p>(1) 路網整備・機能強化</p> <p>① 林業専用道（規格相当）整備</p> <p>② 森林作業道整備</p> <p>③ 機能強化</p> <p>④ 関連条件整備活動（①～③と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</p>	<p>(1) 市町村、森林整備法人等及び選定経営体</p>	<p>(1) 路網整備・機能強化に要する経費</p>	<p>(1) 次の定額単価とする。</p> <p>① 林業専用道(規格相当)</p> <p>ア 林業専用道（規格相当）(施設一体型以外)</p> <p>開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり35,000円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり38,000円、C区分（25度以上）は1メートル当たり41,000円とする。</p> <p>なお、各区分の北海道の開設延長の合計に上記単価を乗じた金額を上限とする。</p> <p>また、林業専用道作設計針（令和4年3月25日付け森整第2438号水産林務部長通知）の基準を満たすものとする。</p> <p>イ 林業専用道(規格相当)(施設一体型)</p> <p>開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり50,000円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり53,000円、C区分（25度以上）は1メートル当たり56,000円とする。</p> <p>なお、各区分の北海道の開設延長の合計に上記単価を乗じた金額を上限とする。</p> <p>また、林業専用道作設計針（令和4年3月25日付け森整第2438号水産林務部長通知）の基準を満たすものとする。</p> <p>ウ 補強(林業専用道(規格相当)、森林作業道)ア及びイの合計事業費の10%を上限とする。</p> <p>② 森林作業道</p> <p>1メートル当たり2,000円とする。</p> <p>なお、北海道の開設延長の合計に、上記単価を乗じた額を上限とする。</p> <p>また、北海道森林作業道作設計針（令和5年5月29日付け森林第162号水産</p>

			林務部長通知)の基準を 満たすものとする。 ③ 機能強化 事業費の1/2以内
2 民間事業者による苗木増産の 支援	市町村、林業種苗法(昭和45年 法律第89号)第10条に基づく生産 事業の登録を受けた者及びその登録 を受ける見込みの者、森林の間伐等 の実施の促進に関する特別措置法 (平成20年法律第32号)第9条第 1項に基づく認定を受けた認定特定 増殖事業者並びにその認定を受ける 見込みの者その他知事が認める団体 等	民間事業者による苗木増産 の支援に要する経費	定額(4/10、1/2、6/10) とする。

注 補助金額は、補助対象事業費が表中の補助率等の定めにより算出される額を下回る場合は、補助対象事業費を上限とする。

別表3

事業内容	補助対象者
1 設備導入 (1) 省エネ設備等 (2) 省力化設備等	森林組合、林業者等の組織する団体（※1）、木材関連業者等の組織する団体（※2）、地域材を利用する法人（※3）、林業種苗法に基づく生産事業者（※4）、認定特定増殖事業者（※5）、登録林業事業体（※6） 森林組合、林業者等の組織する団体（※1）、木材関連業者等の組織する団体（※2）、地域材を利用する法人（※3）、登録林業事業体（※6）
2 土場整備	森林組合、林業者等の組織する団体（※1）、木材関連業者等の組織する団体（※2）、地域材を利用する法人（※3）、登録林業事業体（※6）

- ※1 次の要件のいずれかを満たすものとし、かつ、当該地域における林業生産との密接な関係を有しているものとする。
- (1) 林業を営む者、森林組合、森林組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると思われる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業実施主体にあっては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。
- (2) 林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。
- ※2 次の要件のいずれかを満たすものとする。
- (1) 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると思われる団体（中小企業等協同組合及び協業組合を含む。）。
- (2) 当該地域の地方公共団体及び木材関連業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者（地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると思われる法人で、林業・木材産業の振興を目的とするもの。
- ※3 次の要件を満たすものとする。
- (1) 林業・木材産業を営むものが主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っているもの又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人。
- (2) (1)の要件を満たし、かつ、当該地域における木材産業との密接な関係を有していること。
- ※4 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業の登録を受けたもの。
- ※5 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者。
- ※6 北海道林業事業体登録実施要綱（平成24年8月27日林業木材第651号）に基づく登録を受けたもの。